



保護のしおり

～生活保護を申請しようとしている方へ～

申請は国民の権利です
ためらわずにご相談ください

熊谷市福祉事務所

(熊谷市 福祉部 生活福祉課)

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町 2-47-1

電話 048-524-1111 (代表)

保護第1係 内線293・294

保護第2係 内線303・527

保護第3係 内線480・482

生活保護とは

私たちは、生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下、「法」という。）に基づいて行われます。

この法律がもとになっています。

〈日本国憲法 第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法 第1条〉

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

保護の内容

保護には、次の8種類の扶助があります。

- | | |
|-------------|--|
| 生活扶助 | 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。 |
| 住宅扶助 | 家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。 |
| 教育扶助 | 義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。 |
| 介護扶助 | 介護サービスが必要な場合の費用です。 |
| 医療扶助 | 病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。 |
| 出産扶助 | 出産に要する費用です。 |
| 生業扶助 | 技術を身につけるための費用や高等学校等への就学費用、就職準備などの費用です。 |
| 葬祭扶助 | 葬儀などに要する費用です。 |

*支給方法は、金銭で支給される場合と介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合があります。また、このほかに、一時的に必要なものとして被服費や転居費用が支給される場合もあります。それぞれ条件がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

最低生活費

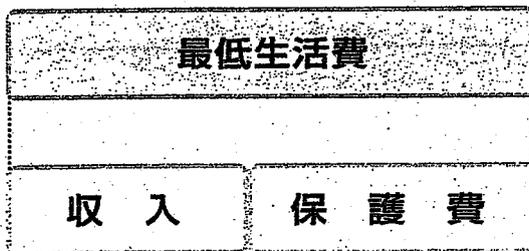
その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

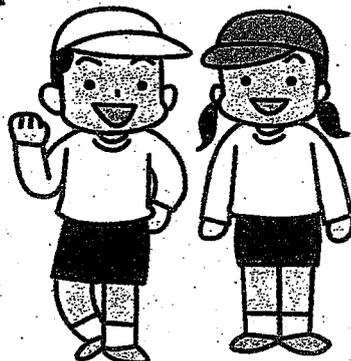
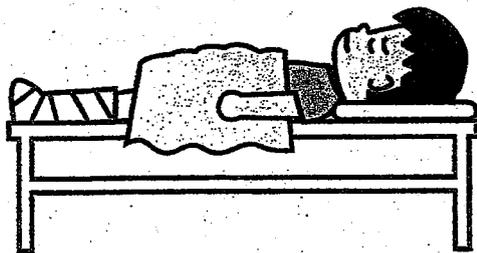
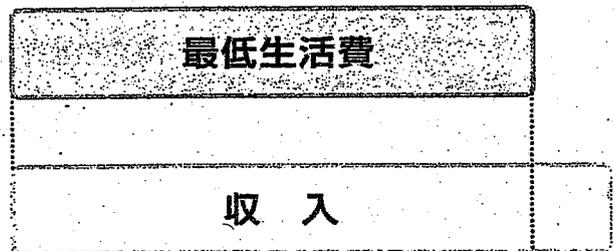
●保護が受けられる場合

(収入が最低生活費に満たないとき)



●保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)



生活保護が決定されるまで

◆生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の申請が必要です。

申請するときは、原則、申請書等(生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書など)に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。病気などで申請の受付に来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

◆保護の要件

生活保護を受けるには、次のような要件があります。活用できるものがあるときは、活用していただくこととなります。

1 資産の活用

預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。ただし、現在お住まいの住宅や障害のために必要な自動車などは、一定の条件のもとに福祉事務所長からその保有を認められる場合もありますので御相談ください。

2 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

3 他の制度の活用

生活保護法以外の制度(社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当など)で活用できるものは、それを活用していただきます。

◆保護に優先して行われるもの

扶養義務者(親、子ども、兄弟姉妹など)からの援助を受けられるときは、それを優先します。

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会を行いませんので、お申し出ください。

◆調査

申請すると福祉事務所の担当員(ケースワーカー)が家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容は、現在の生活状況、家族の健康状況、扶養義務者の状況、収入や資産の状況、その他保護の決定に必要な事項です。なお、自立を支援するため、今までの生活状況などをお聞きすることもあります。プライバシーは守られますので、差し支えない範囲で御協力ください。また、預貯金や生命保険の加入状況について、関係機関において必要な調査を行います。医療が必要な方については、主治医等に病状を伺うことがあります。

◆決定

福祉事務所長は、調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度かを、申請日から14日以内(遅くとも30日以内)に決定し、その内容を文書で通知します。

*申請してから決定するまでの間に、次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。また、困ったことやわからないことがあれば、福祉事務所に相談してください。

- ①収入が増えたり減ったりしたとき(働いて得た収入、年金、仕送りなどのすべての収入)
- ②家族の人数が変わったとき(出産、死亡、転入、転出など)
- ③通院したり、入退院したりするとき
- ④その他、生活の状況が変わったとき

*決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に知事に対して審査請求を行うことができます。(法第64条)

保護が開始された場合

◆保護費の支給

1か月分の保護費は、毎月決められた日（原則5日）に支給されます。

なお、今まで国民健康保険証を利用していた方は、使用できなくなりますので、国民健康保険担当課に返却してください。

◆守っていただくこと

1) 届け出の義務（法第61条）

あなたの申し出をもとにして保護の程度を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動があったとき、住まいや家族構成について変わったことがあったときなどは、すぐに福祉事務所に届け出ていただきます。

2) 指導・指示に従う義務（法第62条）

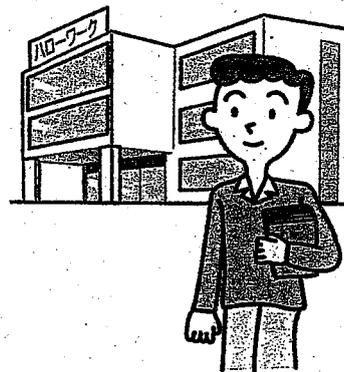
あなたの生活状況に応じて、適切な保護を行うために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

3) 生活向上の義務（法第60条）

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

4) 譲渡禁止（法第59条）

保護を受ける権利を他人にゆすりわたすことはできません。



◆保護費を返していただくことがあります

1) 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を、返していただきます。（法第63条）

2) 事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取ったときは、保護のために要した費用の全部又は一部を、返していただきます。（法第78条）

また、その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。（法第85条、刑法）

◆家庭訪問をします

生活保護が開始になった場合は、福祉事務所の担当員が定期的に訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて保護費を適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活をおくることができるよう支援します。

